

## 交通騒音・振動調査結果等について（新幹線及び航空機）

### 1 新幹線鉄道騒音・振動（参考資料 1 8～10 頁、36～37 頁）

#### （1）新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況等について

平成27年度から平成29年度の3年間に本県及び関係市が調査を実施した、新幹線騒音に係る環境基準達成率は、表1のとおりです。

表 1 最近 3 年間の新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況

年度	調査地点数	環境基準達成地点数	環境基準達成率	25m地点			50m地点		
				調査地点数	環境基準達成地点数	環境基準達成率	調査地点数	環境基準達成地点数	環境基準達成率
平成 27 年度	77	54	70.1%	42	23	54.8%	35	31	88.6%
平成 28 年度	73	47	64.4%	39	18	46.2%	34	29	85.3%
平成 29 年度	77	52	67.5%	42	24	57.1%	35	28	80.0%

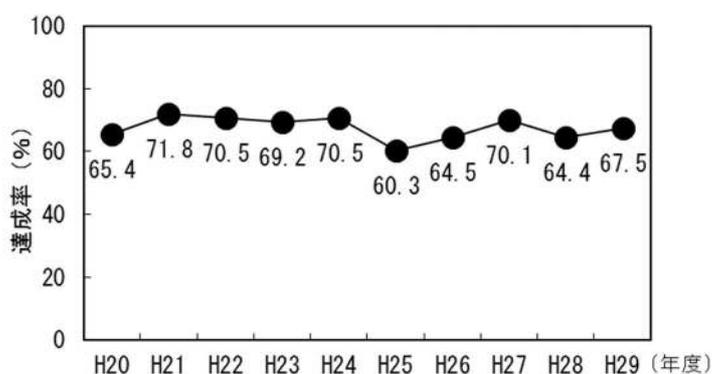


図 1 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成率の経年変化

(2) 新幹線鉄道振動に係る指針値達成状況等について

平成27年度から平成29年度の3年間に本県及び関係市が調査を実施した、新幹線鉄道振動に係る指針値達成率は、表2のとおりです。

表2 最近3年間の新幹線鉄道振動に係る指針値達成状況

年度	調査地点数	指針値達成地点数	指針値達成率
平成27年度	29	29	100%
平成28年度	27	27	100%
平成29年度	29	29	100%

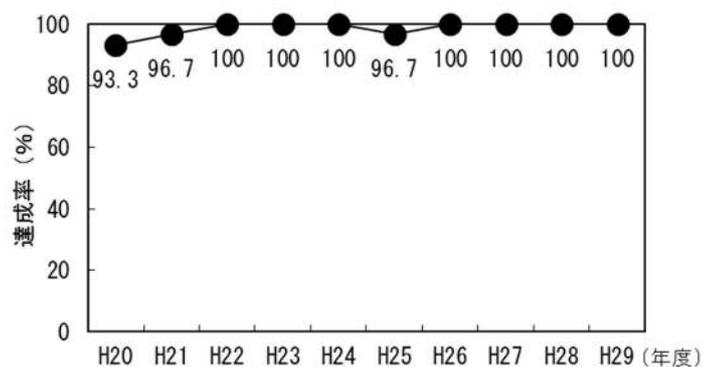


図2 新幹線鉄道振動に係る指針値達成率の経年変化

(3) 今後の対応

県及び関係市は引き続き、監視を行い、騒音に係る環境基準及び振動に係る指針値の達成状況を把握していきます。

また、県は毎年度、新幹線鉄道事業者に騒音対策の実施を要望しており、事業者は引き続き、車両対策や防音壁設置、レール削正等の地上対策を進めていくこととしております。

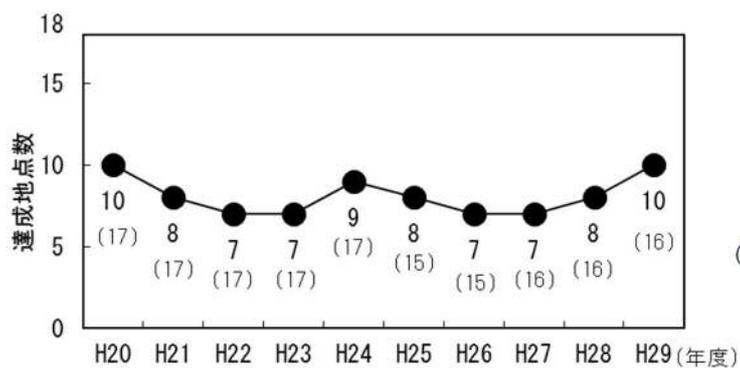
## 2 航空機騒音（参考資料 1 11～13 頁、38～39 頁）

### （1）県営名古屋空港の航空機騒音に係る環境基準達成状況等について

平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間に本県及び関係市が調査を実施した、県営名古屋空港の航空機騒音に係る環境基準達成状況は、表 3 のとおりです。

表 3 県営名古屋空港における環境基準達成状況

年度	調査地点数	環境基準達成地点数
平成 27 年度	16 地点	7 地点
平成 28 年度	16 地点	8 地点
平成 29 年度	16 地点	10 地点



（注）（ ）内は、調査地点数を示す。

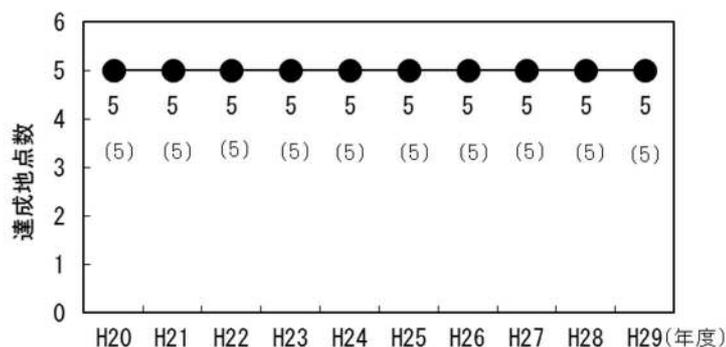
図 3 航空機騒音に係る環境基準達成地点数の経年変化

(2) 中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準達成状況等について

平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間に本県及び関係市が調査を実施した、中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準達成状況は、表 4 のとおりです。

表 4 中部国際空港における環境基準達成状況

年度	地域類型指定地域		指定地域外	
	調査地点数	環境基準達成地点数	調査地点数	環境基準達成地点数
平成 27 年度	5 地点	5 地点	2 地点	5 地点
平成 28 年度	5 地点	5 地点	2 地点	2 地点
平成 29 年度	5 地点	5 地点	2 地点	2 地点



(注) ( )内は、調査地点数を示す。

図 4 航空機騒音に係る環境基準達成地点数の経年変化

(3) 今後の対応

県及び関係市は引き続き監視を行い、環境基準の達成状況を把握していきます。

また、県営名古屋空港では、引き続き、運用時間（午前 7 時～午後 10 時）外の利用禁止、騒音に配慮した運航方式の徹底等の発生源対策とともに、住宅防音工事等の周辺環境対策事業を実施していきます。

## 参 考

### 1 新幹線鉄道騒音

#### (1) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

	地域類型	環境基準
I	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、 田園住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない 地域	70dB以下
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	75dB以下

#### (2) 騒音の調査方法

上り及び下りの列車を合わせて連続して通過する20本の列車を測定し、各列車の騒音のピークレベルのうち上位半数の騒音値のパワー平均値を算出。

### 2 新幹線鉄道振動

#### (1) 新幹線鉄道振動に係る指針

昭和51年3月に環境庁長官から運輸大臣へ出された勧告「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」の中で示された次の事項。

- ア 70dBを超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策を講じること。
- イ 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置をとること。

#### (2) 振動の調査方法

上り及び下りの列車を合わせて連続して通過する20本の列車を測定し、各列車の振動のピークレベルのうち上位半数の振動値の算術平均値を算出。

### 3 航空機騒音

#### (1) 県営名古屋空港の航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	I	II
環境基準	57dB 以下	62dB 以下
区域区分	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
該当地域	愛知県名古屋飛行場（愛知県西春日井郡豊山町豊場）の位置を示す標点（北緯 35 度 15 分 06 秒、東経 136 度 55 分 39 秒）から滑走路延長方向に延ばした直線（以下「名古屋中心線」という。）と直角方向に東方 5 キロメートル、西方 4 キロメートルの点を通る名古屋中心線との平行線、標点から名古屋中心線上に南方へ 18 キロメートルの点を通る名古屋中心線との垂線及び愛知、岐阜両県の県境によって囲まれる地域。ただし、愛知県名古屋飛行場の敷地並びに河川区域及び工業専用地域を除く。	

#### (2) 中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	I
環境基準	57dB 以下
該当地域	常滑市、弥富市、海部郡飛島村並びに知多郡南知多町及び美浜町の区域。ただし、常滑市セントレア一丁目、セントレア二丁目、セントレア三丁目、セントレア四丁目及びセントレア五丁目の区域、河川区域並びに工業専用地域を除く。